

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月27日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第43号

##### 大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1総務部の項及び市民経済部の項中「すべて」を「全て」に改め、同表環境農政部の項委任する事務の範囲の欄に次の2号を加える。

(7) 緑化推進関係講座参加負担金

(8) 大和市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年大和市条例第20号）の規定に基づく過  
料

別表第5指定代理金融機関の項中「株式会社八千代銀行」を「株式会社きらぼし銀行」に改める。

別表第6株式会社八千代銀行大和支店の項中「株式会社八千代銀行大和支店」を「株式会社きらぼし銀行大和支店」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。